

# 中学校音楽科 学習指導要領 改訂のポイント

## 1. 教科の目標及び各学年の目標

いずれも（１）（２）（３）の３項目に分けて示された。

これは「総則」に示された資質・能力の「三つの柱」と関連付けたものである。

（１）＝「知識・技能」

（２）＝「思考力・判断力・表現力等」

（３）＝「学びに向かう力・人間性等」

各学年の目標は現行においても３項目に分けられていたが、「三つの柱」に合わせて構成が変更されている。ただし、学習の順序を示すものではない。

なお、教科の目標においては、育成すべき資質・能力として、

「音楽的な見方・考え方を働かせ」

「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる」

という文言が加えられた。

「音楽的な見方・考え方」については中教審答申において次のように説明されている。

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。」

すなわち、音楽を形づくっている要素の働きを感性的に捉えて理解すること、それらから得られる心の動き、生活や社会、伝統や文化などとの関わりについて考えることを重視しているものである。

## 2. 各学年の内容

（１）歌唱、器楽、創作、鑑賞のいずれの項目においても、現行では「次の事項を指導する」としていたものを「次の事項を身に付けることができるよう指導する」と改め、身に付けるべき内容が具体的に示された。

（２）歌唱、器楽においては、現行の指導事項ア～ウに示されていた内容が、指導事項イの（ア）（イ）及び指導事項ウの（ア）（イ）に示された。

（３）創作においては、現行の２事項から、歌唱、器楽と同じ３事項に改編され、「音のつながり方の特徴」が新たに示された。現行の指導事項アに示されていた「言葉や音階などの特徴」は、第１学年では除かれた。

- (4) 鑑賞においては、2 事項に改編され、現行の(1) ア～ウの内容は指導事項イの(ア)～(ウ)に示された。また、鑑賞の際に考えることとして、指導事項アの(ア)～(ウ)が新たに示された。

### 3. 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) いわゆる「アクティブ・ラーニング」は字句としては示されていないが、「生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること」と明示されており、「音楽的な見方・考え方を働かせ」「他者と協働」といった視点から学習指導の改善を行うことが求められた。〔1 (1)〕
- (2) 現行では、「総則」のみに示されていた下記の事項が「指導計画の作成」にも示された。
- ・障害のある生徒の指導〔1 (5)〕
- (3) 次の事項が新設された。
- ・生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること〔2 (1) オ〕
  - ・歌唱及び器楽のアンサンブル活動における指導を工夫すること〔2 (4)〕
- (4) 「音楽に関する知的財産権」については、「自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する」という視点が明示され、さらに「音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解」につなげることを求めた。〔2 (1) カ〕
- (5) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、「適宜、口唱歌を用いること」という文言が追加された。〔2 (6)〕